令和３年度第９回五島市農業委員会総会会議議事録（公表用）

開会日時	令和３年１２月２７日　午後２時００分							
閉会日時	令和３年１２月２７日　午後３時２５分							
場所	五島市役所新庁舎３階大会議室							
農業委員出席委員（１６名）	１	南　忠明			３	山﨑　早苗	４	平田　光昭
	５	荒木　富男	６	今里　誠一			８	山本　実雄
	９	小林　善孝	１０	古里　善秀	１１	寺脇　八夫		
	１３	上村　孝幸	１４	角田　隆章	１５	尾崎　初雄	１６	本村　元
	１７	寺坂　誠一	１８	林　賢市	１９	山田　勝久		
欠席委員（３名）	２	出口　幸博	７	中村　耕二	１２	長尾　五男		
推進委員出席委員（一名）								
欠席委員（一名）								
署名委員	１１	寺脇　八夫	６	今里　誠一				
事務局	事務局長：田脇栄二　次長兼農地係長：津渡俊和　事務職員：浜上研人　会計年度任用職員：井川勝博							
	分室　玉之浦：谷合涼三　三井楽：野口作実　岐　宿：山田康弘　奈　留：荒木善治							

	議　　題	件　　名	結　　果
上程案件及び処理結果	議案第 68 号	農地利用状況調査に係る非農地の判断について	可　　決
	議案第 69 号	農地法第 5 条の規定による許可申請に係る意見について	可　　決
	議案第 70 号	農用地利用集積計画の決定について	可　　決
	議案第 71 号	農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について	可　　決
	議案第 72 号	農用地利用配分計画（案）に対する意見について	可　　決
	議案第 73 号	農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に係る意見について	可　　決

＝午後 2 時 00 分　開会＝

□事務局長

それでは、令和 3 年度第 9 回五島市農業委員会総会の開催にあたりまして、総会出席者数等のご報告をさせて頂きます。

本日は、2 番出口幸博委員、7 番中村耕二委員、12 番長尾五男委員より欠席の旨通知があっており、総会の出席委員は、19 名中 16 名となります。

よって、五島市農業委員会総会会議規則第 9 条に規定しております、出席者数を満たしていることをご報告申し上げます。

それでは、これからの総会の進行を山田会長にお願い致します。

○議長

皆さんこんにちは。

出席委員は定足数に達しました。これより、令和 3 年度第 9 回五島市農業委員会総会を開会いたします。

○議長

はじめに、議案第 68 号「農地利用状況調査に係る非農地の判断について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

□事務局

はい、議長。

議案第 68 号農地利用状況調査に係る非農地の判断についてご説明いたします。1 ページをご覧ください。

農業委員会は、毎年 1 回農地法第 30 条に基づく農地利用状況調査を実施し、遊休農地の所有者等に対し、農地法第 32 条に定める意向調査を実施することとなっております。手続

きの流れとしましては、利用状況調査の結果をもとに、その土地が『農地法の運用について　第 4（3)』に示される農地に該当するか否かの判断基準に基づき、五島市では地区協議会において判断を行なっております。その後、農業委員会総会での議決を経て所有者等及び関係機関への通知を行うこととなります。それでは議案について説明します。2 ページから 18 ページをご覧ください。

今月行われました各地区協議会において対象地の現況確認と農地・非農地の判断を行っていただいた結果を掲載しております。

今回非農地と判断されたものは、畑 366 筆で、面積は 162,565 ㎡となっております。

4 月からの累計は、田 61 筆、畑 701 筆、樹園地 6 筆で合計面積は 389,136 ㎡となっております。以上です。

□事務局

はい、議長。私の方から補足の説明をさせていただきます。

赤島の非農地判断につきましては、根拠資料といたしまして、本日配布しました資料№1 をご覧ください。平成 30 年 3 月 12 日に農林水産省から国の考え方を通知したものになります。

2 ページをお開きください。

非農地判断に関する現場からの意見および国の考え方を示したものになります。

現場からの意見として、1 番の①で森林の様相を呈しているものの、所有者の意向によらず一方的に非農地判断を行うことに対する懸念があるとのことに対して、下から 7 行目、「①の意見については、運用通知第 4 の（3）及び（4）のとおり、非農地判断は所有者等の意向で判断するものではなく、農業委員会が土地の現況を客観的に判断するものとしている。」となっており、今回の赤島の非農地につきましては、森林の様相を呈しているなどの客観的な判断により非農地と判断したものです。

また、当該農地につきましては、土地の登記簿を基に所有者に非農地通知を送付しようとしましたが、登記内容が古く、所有者の住所が特定されないものばかりでしたので、同じく 2 ページの中ほどに書かれているとおり、運用通知第 4 の（3）のウ、下線が引いてあるところになりますが、「所在が分からない場合所有者等に対してはこの限りではない。」との除外規定により、今回の赤島分の非農地通知に関しましては、通知書を送付しないことにしております。以上です。

〇議長

今の説明について、何か質問はございませんか。

〇〇〇委員

結局、地目が農地のまま残るんでしょ。

□事務局

今の状況では農地のままです。基本的には本人に変更してくださいとしています。（今回の赤島の非農地については、）本人　に通知がいかないので本人が農地にすることはないと思います。

〇議長

農業委員会の農家台帳だけが、「農地ではない」となります。

○○○委員
　以前、問題にしていたじゃないですか。市の方で地目を変えてもらえないだろうかという。こういうふうに大量にある場合は、それを検討すべきじゃないのかなと思いまして、この意見を再度、出させてもらいました。

□事務局
　その件に関しましては、県が県内の農業委員会の意見をまとめて、法務局と話し合ってもらっているところです。五島市でも税務課と交渉中です。税務課も他の所の様子をみたいとのことで、すぐにはできないようです。

○議長
　五島市の税務課の方にも誰が税金を納めているかを尋ねたのですか、個人情報の関係でその回答はもらえないんですよね。だから出せないということで聞いています。

□事務局長
　税務課と協議したのですが、税務課から法務局へ何らか通知をしてから法務局の職権で地目を変えることになると思います。今の段階で税務課がどのような作業をする必要があるのか分からない、現地確認をしてそれに基づいて通知をするとか、そういう作業まですると手が回らない可能性があることということです。実際、法務局がどのような要求をするのか分からないので、それについては県の農業会議と法務局でやり取りしているようです。その結果を待って、我々も税務課と協議してから動こうと思っています。

○○○委員
　分かりました。

○議長
　では質疑を行います。
　―質疑応答―
　質疑はございませんか。質疑がある方は、挙手願います。

○議長
　挙手がないようですので、質疑を終わり、採決いたします。
　議案第 68 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
　―「異議なし」という者あり―

○議長
　ご異議なしと認めます。
　よって、議案第 68 号につきましては、すべて原案のとおり可決されました。

○議長
　次に、議案第 69 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に係る意見について」を審議します。事務局の説明を求めます。

□事務局
　はい、議長。議案説明の前に農地法第 5 条の規定による許可申請に関する参照条文を要

約して説明します。19 から 20 ページをご覧ください。
農地の転用は農地以外にするため、又は、採草放牧地以外のものにするために権利を設定し又は移転する場合には、都道府県知事の許可を受けなければならない。
許可基準は、立地基準と一般基準のこの 2 つの基準を満たす場合に限り許可することができる。
立地基準は、農用地区域内の農地と甲種農地及び第 1 種農地については、原則として転用を許可することはできないが、農業用施設等に供する場合は許可することができる。
市街地化が見込まれる区域内にある第 2 種農地については、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められる場合以外は許可できるとなっております。
また、市街地化の傾向が著しい区域内にある第 3 種農地は原則として許可できる。
一般基準は、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障、一時転用、土地改良事業受益地からの除外である場合の取扱い、農用地区域からの除外について、です。
以上です。

○議長
それでは、議案 69 号の 1 番を審議します。
なお、本案につきましては、1 番南忠明委員より農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に該当するため、退席したい旨の申し出があっておりますので、これを許します。
－1 番退席－
事務局の説明を求めます。

□事務局
それでは、21 ページの議案第 69 号の 1 番をご説明いたします。
権利、所在、譲渡人、譲受人、転用目的、申請事由につきましては、議案書のとおりです。
申請地は、農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域外にあります。おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の区域内にある第 1 種農地となっておりますが、集落に接続して設置されるものについては、例外的に許可をすることができるとなっております。
申請地は、現状のまま利用し、境界周囲はブロック壁を設置するので土砂等の流失や崩壊の恐れは無いと思われます。露天駐車場用地として使用しますので、近隣の営農に支障は及びません。また、雨水排水は自然流下とし、汚水・生活雑排水の発生はございません。
以上です。

○議長
次に、本案に対する福江地区協議会の報告を求めます。

□福江地区協議会会長代理
（登壇）
福江地区協議会の予備審議結果を報告いたします。
ただいま議題となりました、議案第 69 号の 1 番について、当協議会は去る 12 月 16 日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。
本案について申請地は、農地法第 5 条の農地転用許可基準により、許可相当とすべきものと決しました。
以上で福江地区協議会の報告を終ります。

（降壇）

〇議長
福江地区協議会の報告に対し質疑を行います。
質疑がある方は、挙手願います。
―質疑応答―

〇議長
挙手がないようですので、採決いたします。
議案第69号の1番に対する福江地区協議会の報告は、許可相当であります。
報告のとおり、許可相当とすることにご異議ございませんか。
―「異議なし」の発言あり―

〇議長
ご異議なしと認めます。
よって、議案第69号1番は、許可相当と決しました。
1番南忠明委員の除斥を解き、出席を求めます。
－1番出席－

〇議長
次に、議案第69号の2番以降を審議します。
事務局の説明を求めます。

□事務局
それでは、22ページをご覧ください。議案第69号の2番をご説明いたします。
権利、所在、譲渡人、譲受人、転用目的、申請事由につきましては、議案書のとおりです。
申請地は、農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域内にあります。おおむね10ヘクタール未満の規模の区域内にある農地で、市街地化が見込まれる第2種農地であります。
申請地は、原状のまま利用し、隣接地境界には、コンクリート擁壁を設置しますので土砂等の流失や崩壊の恐れは無いと思われます。また、建物の高さを加減することにより日照、通風等に影響はなく、近隣に耕作農地がありませんので近隣農地の営農に支障は及びません。また、雨水排水は、敷地内で自然流下とし、汚水処理・生活雑排水については合併浄化槽で処理し道路側溝に排水する計画となっております。

最後に、23ページをご覧ください。議案第69号の3番をご説明いたします。
所在、譲受人、譲渡人、転用目的、申請事由につきましては、議案書のとおりです。
申請地は、農業振興地域内の農用地区域外にあり、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地であります。
申請地は、現状のまま利用し、境界に畦畔があり土砂等の流失や崩壊の恐れはないと思われます。近隣農地の営農等への影響はないと思われます。また、ソーラーパネル248枚の発電能力49.5ｋｗの太陽光発電所を1基設置して九州電力へ売電する計画となっております。また、雨水排水は、敷地内で自然流下とし、汚水・生活雑排水の発生はございません。以上です。

○議長
　次に、議案に対する各地区協議会の報告を求めます。
　質疑はそれぞれ、各地区協議会会長報告のあとに行います。
　はじめに、議案第69号の2番に対する福江地区協議会の報告を求めます。

□福江地区協議会会長
　（登壇）
　福江地区協議会の予備審議結果を報告いたします。
　ただいま議題となりました、議案第69号の2番について、当協議会は去る12月16日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。
　本案について申請地は、農地法第5条の農地転用許可基準により、許可相当とすべきものと決しました。
　以上で福江地区協議会の報告を終ります。
　（降壇）

○議長
　福江地区協議会の報告に対し質疑を行います。
　質疑がある方は、挙手願います。
　―質疑応答―

○議長
　挙手がないようですので、つづきまして、議案第69号の3番に対する三井楽地区協議会の報告を求めます。

□三井楽地区協議会会長
　（登壇）
　三井楽地区協議会の予備審議結果を報告いたします。
　ただいま議題となりました、議案第69号の3番について、当協議会は去る12月16日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。
　本案について申請地は、農地法第5条の農地転用許可基準により、許可相当とすべきものと決しました。
　以上で三井楽地区協議会の報告を終ります。
　（降壇）

○議長
　三井楽地区協議会の報告に対し質疑を行います。
　質疑がある方は、挙手願います。
　―質疑応答―

○議長
　挙手がないようですので、質疑を終わり、採決は一括して行います。
　議案第69号の2番及び3番に対する各地区協議会の報告は、許可相当であります。
　報告のとおり、許可相当とすることにご異議ございませんか。
　―「異議なし」の発言あり―

○議長
　ご異議なしと認めます。
　よって、議案第 69 号 2 番及び 3 番は、許可相当と決しました。

○議長
　次に、議案第 70 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。
　事務局の説明を求めます。

□事務局
　はい、議長。
　議案説明の前に利用権の設定等を受ける者の要件等について要約してご説明いたします。
　24、25 ページをご覧ください。
　農業経営基盤強化促進法における利用権設定等促進事業とは、農地を効率的に利用するため、地域の認定農業者や担い手に対し、農地の貸付け等を行う事業であり、設定等を受ける者は、農用地のすべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること等の要件を満たす必要がございます。なお、利用権の設定等を受ける者が、利用権の設定等を受けた後、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められない者である場合であっても、その者が『農用地のすべてを効率的に耕作すること』、また『地域の農業者との適切な役割分担の下に農業経営を行うことが見込まれること』、更にその者が法人である場合には『業務執行役員のうち 1 人以上の者が耕作の事業に常時従事すること。』との要件を満たせば、解除条件付きの貸借ではありますが、農地を利用する権利を取得することができるようになっております。以上です。

○議長
　それでは、議案 70 号の 1 番を審議します。
　なお、本案については、16 番本村元委員より農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に該当するため、退席したい旨の申し出があっておりますので、これを許します。
　－16 番退席－
　事務局の説明を求めます。

□事務局
　それでは、議案についてご説明いたします。26 ページをご覧ください。
　1 番、申請地　畑 1 筆　1,113 ㎡
　新規で、契約内容は、使用貸借権となっております。

　以上、申請番号 1 番につきましては、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第 4 の 1 の(1)の①の各要件を満たしていると考えます。以上です。

○議長
　質疑を行います。
　質疑がある方は、挙手願います。
　―質疑応答―

○議長

挙手がないようですので、質疑を終わり、採決いたします。
議案第70号の1番は原案どおり可決することにご異議ございませんか。
―「異議なし」の発言あり―

○議長
ご異議なしと認めます。
よって、議案第70号の1番は、原案のとおり可決されました。
16番本村元委員の除斥を解き、出席を求めます。
－16番出席－

○議長
続きまして、議案70号の2番以降を審議します。
事務局の説明を求めます。

□事務局
2番、申請地　畑1筆　2,588㎡　更新で、契約内容は賃貸借権となっております。
3番、申請地　畑1筆　1,983㎡　更新で、契約内容は使用貸借権となっております。
4番、申請地　畑2筆　4,068㎡　新規で、契約内容は使用貸借権となっております。
5番1、申請地　畑2筆　2,168㎡、
5番2、申請地　畑2筆　3,770㎡　以上、5番1、5番2につきましては、更新で、契約内容は使用貸借権となっております。
6番1、申請地　畑5筆　12,987㎡
6番2、申請地　畑2筆　8,579㎡　こちらは共有持ち分の過半の同意となっております。
6番3、申請地　畑1筆　10,378㎡　以上6番1から6番3につきましては、6番1のうち3筆が新規で、ほかは更新、契約内容は賃貸借権となっております。
7番1、申請地　畑1筆　2,041㎡
7番2、申請地　畑1筆　500㎡　以上7番1、7番2につきましては、更新で、契約内容は賃貸借権となっております。
8番、申請地　田2筆　2,941㎡　更新で、契約内容は賃貸借権となっております。
9番1、申請地　田2筆　5,067㎡
9番2、申請地　田1筆　2,690㎡　こちらは共有持ち分の過半の同意となっております。
9番3、申請地　田2筆　6,987㎡
9番4、申請地　田1筆　2,672㎡
9番5、申請地　田1筆　2,403㎡　以上、9番1から9番5につきましては、9番4が新規でほかは更新、契約内容は賃貸借権となっております。
10番、申請地　田2筆　5,676㎡　新規で、契約内容は賃貸借権となっております。
11番、申請地　田4筆　5,739㎡　更新で、契約内容は賃貸借権となっております。
12番、申請地　田2筆　3,584㎡　こちらは共有持ち分の過半の同意となっております更新で、契約内容は使用貸借権となっております。

続きまして、所有権移転についてご説明いたします。
13番1　申請地　田3筆　7,189㎡　契約内容は売買で、対価は3筆合計900,000円となっております。
13番2　申請地　田3筆　5,531㎡　契約内容は売買で、対価は3筆合計500,000円と

なっております。

以上、申請番号2番～13番2につきましては、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第4の1の(1)の①の各要件を満たしていると考えます。以上です。

〇議長
質疑を行います。
質疑がある方は、挙手願います。
―質疑応答―

〇議長
挙手がないようですので、質疑を終わり、採決いたします。
議案第70号、貸借権設定の2番から12番、所有権移転の13番1及び13番2については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。
―「異議なし」の発言あり―

〇議長
ご異議なしと認めます。
よって、議案第70号の2番外20件は、すべて原案のとおり可決されました。

〇議長
次に、議案第71号「農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

□事務局
参照条文につきましては、議案第70号で説明したとおりでございますので省略いたします。
1番1、申請地　畑4筆　9,618㎡
1番2、申請地　畑1筆　1,777㎡　こちらは共有持ち分の過半の同意となっております。
1番3、申請地　畑1筆　557㎡
1番4、申請地　畑3筆　12,079㎡　こちらは共有持ち分の過半の同意となっております。
以上、1番1～1番4の契約内容は、1番1、1番4が賃貸借権、ほかは使用貸借権となっております。

1番各号につきましては農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第4の1の(1)の①の各要件を満たしていると考えます。以上です。

〇議長
質疑を行います。
質疑がある方は、挙手願います。
―質疑応答―

〇議長

挙手がないようですので、質疑を終わり、採決いたします。
議案第71号、貸借権設定の1番1から1番4は、原案どおり可決することにご異議ございませんか。
―「異議なし」の発言あり―

○議長
ご異議なしと認めます。
よって、議案第71号の1番1外3件については、すべて原案のとおり可決されました。

○議長
次に、議案第72号「農用地利用配分計画（案）に対する意見について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

□事務局
はい、議長。
それでは、農用地利用配分計画について要約してご説明いたします。36 ページをご覧ください。
農地中間管理事業の推進に関する法律において、農地中間管理機構は、農地中間管理権を有する農用地等について、利用権の設定又は移転を行おうとするときは、農用地利用計画を定め、都道府県知事の認可を受けなければならないとなっております。
また、農地中間管理機構は、市町村に対し計画案を作成し、機構への提出を求めることができるとなっております。さらに、市町村は計画案の作成にあたり農業委員会の意見を聴くものとするとなっております。
今回議案としておりますのは、先程可決いただきました議案第71号1番各号の利用権設定に係る配分計画であります。

それでは議案についてご説明いたします。37ページをご覧ください。
1番1、申請地　畑4筆　9,618㎡
1番2、申請地　畑1筆　1,777㎡　以上、1番1、1番2につきましては、1番1が賃貸借権、ほかは使用貸借権となっております。
2番1、申請地　畑1筆　557㎡
2番2、申請地　畑3筆　12,079㎡　以上、2番1、2番2につきましては、2番1が使用貸借権、ほかは賃貸借権となっております

以上、1番1から2番2の配分計画案につきましては、適当であると考えます。以上です。

○議長
質疑を行います。
質疑がある方は、挙手願います。
―質疑応答―

○議長
挙手がないようですので、採決いたします。

議案72号、貸借権設定の1番1から2番2については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。
―「異議なし」の発言あり―

○議長
ご異議なしと認めます。
よって、議案第72号、1番外3件については、すべて原案のとおり可決されました。

○議長
次に、議案第73号「農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想に係る意見について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます

□事務局
はい、議長。ここでお詫びと訂正がございます。招集の文書に「基本的な構想に係る意見聴取について」とありますが、「聴取」については間違いですので削除をお願いします。申し訳ございませんでした。
それでは、39ページをご覧ください。
議案第 73 号農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に係る意見について、関係条文を要約して説明いたします。
農業経営基盤強化促進法第6条に、市町村は政令で定めるところにより、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を定めることができるとなっております。
また、農業経営基盤強化促進法施行規則第2条に、市町村が基本構想を定めようとするときは、農業委員会の意見を聞かなければならないとなっています。
これらに基づき、12 月 14 日に五島市長より意見聴取の文書が提出されましたので、40ページから90ページに掲載させていただいております。
構想の内容については、担当部署の農林課より三河係長に出席していただいていますので、三河係長の方から説明をお願いします。

□農林課
はい、議長。
まず基本構想についての概略を説明いたします。
説明の中で、農業経営基盤強化促進法は、省略し「法」という表現をさせていただきます。
この基本構想につきましては、法第6条の規定で、基本構想を定めることができるようになっておりまして、おおむね5年ごとに県が策定する基本方針に即し、策定することとなっております。
現在の基本構想は、7年前の平成26年に策定されています。
基本構想では第1条から第5条までの事項がありますが、これは法に定められております。
この5条までの具体的内容は、基本要綱というものがありまして、その中で定められております。基本構想は、法と法施行規則、法の基本要綱に沿って策定をすることになっています。
この基本構想の策定にあたっては、農業に関する団体など関係機関の意見を反映させるため必要な措置を講ずるものとするとなっているため、ごとう農協や農業共済、農業委員

会事務局、長崎県などの関係機関と協議をしましてこの案を策定しております。
　また、施行規則におきまして「農業委員会及び農業協同組合には意見を聞かなければならない」という規定がありますので、今回の総会に議案として上げていただいております。
　農業委員会、ごとう農協に意見をいただいた後、県から同意をいただき、最終的に市において公告をすることで、この基本構想が施行されることになります。

　次に、今回の見直しの内容につきまして説明させていただきます。
　総会資料の 61 ページからの新旧対照表の方で説明いたします。左側が今回の改正案、右側が現在の基本構想となっています。
　誤字の修正など細かい部分は省略いたします。
　下線が引かれている部分が見直しを行なった箇所となります。
　最初に、61 ページの第 1 条の 2 項につきましては、後継者問題について記載しておりますが、市の状況にあわせた文言にしております。
　同じく 61 ページの改正案(左側)第 1 条の 4 項のスマート農業につきましては、国・県・市において現在推進を行なっておりますので、文言の追加をしております。
　次の 62 ページの上段と中段部分につきましては、特定農業法人や特定農業団体の設立の促進についての記載がありましたが、振興局との協議の中で、今後特定農業法人や特定農業団体設立は見込めないとのことからこの部分を削除しております。
　次の 63 ページ上段の中間年（3 年目）につきましては、県の基本方針にあわせ文言の削除をしております。
　次の 63 ページの第 2 条　個別経営体の表ですが、目標とすべき所得水準、労働時間等を実現しているような優良な経営を踏まえ、現実性があるような指標の作成することとなっておりまして、市の目標としましては、61 ページの第 1 条第 3 項にあります、認定農業者の農業所得がおおむね 380 万円（新規就農者については、5 割の 190 万円）年間労働時間が 2, 000 時間としておりまして、この目標をもとに指標を作成しております。指標で大きく変わった点としましては、現在の構想では茶主体経営がありますが、今後経営が厳しいとのことからこれを削除しております。また、新たに露地野菜経営や豆主体経営、かんしょ主体経営の追加をしております。これは、今後 10 年間を想定して作成しております。
　次に 67 ページの中段に表がありますが、「効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積の割合の目標」を 90%から 80%と変更をしております。これは県が作成しております計画の令和 12 年の目標値を記載しております。
　次に 67 ページの下段の 2 項その他農用地の利用関係の改善に関する事項につきましては、次の 68 ページになりますが、(1) を中山間地域のみの問題ではなく市全体の問題として修正しております。
（2）は、「今後の農地利用の見通し」と「将来の農地利用のビジョン」が同じ表現なので削除し、（3）は、（2）のビジョンを削除したことから、「最適な農地利用に向けた」という文言に修正をしております。
　この下の施策につきましては、現在行っている事業期間の修正や事業の追加をしております。
　次に 69 ページの上段　イの「中山間地域においては～助言を行なう」までについては、先ほどもありました特定農業法人の促進などに関しての記載となっていますので、削除しております。
　69 ページ以降に記載があります「農業生産法人」は、農地法の改正により、「農地所有

適格化法人」となっておりますので修正をしております。
　農地利用円滑化事業については、農地中間管理事業へ移行がなされているところですが、法の改正により基本構想に定める事項から削除されたことに伴い、77 ページの下段から79 ページの中段までの第 5 条の条文を削除しています。また、このほかにも、円滑化事業に関する文言等の削除や修正をしております。以上、説明を終わります。

□事務局
　追加で、63 ページからの個別経営体の表と組織経営体の表についてですが、「五島市農地移動適正化あっせん事業実施要領」の中にこの表を載せてもらっているので、今回これが改正、告示等されましたら、改めてこの要領の変更についてもあげさせてもらいたいと思いますので、その時はよろしくお願いいたします。
　今回の改正の中で、84 ページの「農用地利用集積計画書」、これが一般的にいう基盤等の申込書になるのですが、その下の欄に「あっせん確認欄」を新しく増やさせてもらっています。一応、こういったところであっせんしてもらって、そこに関係する担当の委員さんの名前を書いてもらい、農業委員会の実績としてあげさせてもらいたいのでよろしくお願いします。

○議長
　質疑を行います。
　質疑がある方は、挙手願います。
　　―質疑応答―

○議長
　他にありませんか。
　なければ、本案に関しまして、先ほど運営員会を開催しましたので、その結果をご報告申し上げます。
　議案第 73 号「農業経営基盤の強化促進に関する基本的な構想に係る意見について」は、「適当である」との意見に決しました。
　　以上で報告を終わります。

○議長
　それでは、採決を行います。
　議案第 73 号に対する運営委員会の報告は、「適当である」とのことであります。報告のとおり「適当である。」とすることにご異議ございませんか。
　―「異議なし」の発言あり―

○議長
　ご異議なしと認めます。
　よって、議案第 73 号は「適当である。」との意見に決しました。

○議長
　議題は以上で終了いたしました。

○議長
　次に報告・協議事項に入ります。

始めに、ながさき農業委員会１・１・１運動の各対策班の報告を行います。

□事務局

ー会議等報告・予定他についてー

1. ながさき農業委員会１・１・１運動の各対策班報告について
2. 会議等報告・予定について
3. 農地所有適格法人要件確認について
4. その他

〇議長

以上で本日の日程は、すべて終了いたしました。

これをもちまして、令和３年度第９回五島市農業委員会総会を閉会いたします。

＝午後３時25分　閉会＝